

ADRの現場から

66 話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であるといえる。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「カビ・ダニ測定技能士」資格制度を運営する一般社団法人日本環境保健機構の高尾和宏専務理事から、カビに関する不動産トラブル事例を紹介してもらおう。

近年では不動産賃貸業者によるトランクルームビジネスが増えていきます。トランクルームの賃貸は一般的な賃貸ビジネスと異なり、人が居住をするするスペースを貸す訳ではないため借地借家法が適用されず、比較的トラブルが起りにくいと考えられます。し



高尾和宏専務理事

トランクルーム賃貸におけるカビトラブル

70

かし、もちろんトランクルームビジネスならではのトラブルも存在し、その主な内容としては①収納物の劣化②利用者間のトラブル③盗難④賃料の不払い等があります。この中で①の収納物の劣化に関しては、カビ・ダニが原因となるものが多くなっています。なお、トランクルームには屋内型と屋外型があり、前者は一般的なオフィスと同じようにフロア全体に空調設備があると共に、四隅が密閉さされていることがあまりない

ため、カビ・ダニに悩まされることはないといえます。しかし、屋外型は電源等を雨ざらしにはできないため、基本的に空調設備が用意されていません。したがって、カビ・ダニの被害にあうリスクが高まっています。

トラブル事例を紹介します。不動産賃貸業A社は、トランクルームをB氏に貸し出していますが、約7カ月後、B氏から収納していた書籍や衣服がカビだらけになってしまつたから補償をしてほしいとメールがありました。なお、保管していた書籍類は希少本も多く、現物を購入しての弁償は不可能。A社としては収納物の管理は賃借人に一任するという説明を事前にしており、責任はないとしたため、トラブルとなつたのです。

A社とB氏の話し合いの場で

カビ・ダニ測定技能士②

この事例では主に雨漏りによるカビが繁殖したと考えられます。カビは雨漏りがなくとも、十分な湿気があれば発生します。したがって、屋外のトランクルームを貸し出す事業者は、賃借人に対して①床にスノコを敷く②壁に収納物を密着させない③除湿剤を置く④衣服は選択をから保管をする等、手軽にできるカビ対策を伝えておくのも有効と考えられます。

●「カビ・ダニ測定技能士」
資格実施団体 日本環境保健
機構 電話03(6869)2